カスタマーハラスメント防止対策促進補助金交付要領

（目的）

第１条　カスタマーハラスメント防止対策促進補助金（以下「補助金」という。）は、三重県内（以下「県内」という。）の小規模事業者による録音・録画環境の整備に係る費用の一部を交付することにより、就業者が安心して働くことができる職場環境整備を促進することを目的とする。

（通則）

第２条　補助金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和 37 年三重県規則第 34 号。以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号。以下「要綱」という。）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成 22 年。以下「排除要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第３条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意議は、当該各号に定めるところによる。

（１）小規模事業者

三重県カスタマーハラスメント防止条例（令和８年三重県条例第 32 号。第３号において「条例」という。）第２条第１号に規定する事業者であって、別表１のいずれかに該当するものをいう。

（２）大企業

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の中小企業者以外の会社をいう。ただし、アからエまでに掲げる者を除く。

ア　中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）第 1 条の中小企業投資育成株式会社

イ　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）第 2 条第 2 項の投資事業有限責任組合

ウ　銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 16 条の２第 12 号の特定子会社が株式を保有し、同法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）第 17 条の２第 6 項第 10 号に規定する代表者の死亡及び高齢化その他の事由に起因してその事業の承継のために支援の必要が生じた会社であって、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社（エにおいて「事業承継会社」という。）

エ　事業承継会社が株式を保有する法人

（３）カスタマーハラスメント

条例第２条第５号に規定するカスタマーハラスメントをいう。

（補助対象事業者）

第４条　補助対象事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものをいう。

（１）小規模事業者であって、県内に主たる事務所又は事業所を有すること。ただし、次のアからオまでに掲げる者を除く。

ア　発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している小規模事業者

イ　発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を複数の大企業が所有している小規模事業者

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている小規模事業者

エ　発行済株式の総数又は出資金額の総額をアからウまでに該当する小規模事業者が所有している小規模事業者

オ　アからウまでに該当する小規模事業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている小規模事業者

（２）交付の申請時点において、ア及びイを満たしていること。

ア　カスタマーハラスメント防止に関する基本方針を策定し、就業者に周知していること。

イ　三重県が実施するカスタマーハラスメント防止対策に関するセミナーを受講していること（三重県が配信するセミナーの動画を視聴している場合も含む。）。

（３）過去に本補助金の交付を受けていないこと。

（４）三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

（５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業又はこれらに類する事業を行っていないこと。

（６）申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例（平成 22 年三重県条例第 48 号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又は排除要綱第２条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画していないこと。

（７）三重県が行うカスタマーハラスメント防止に向けた普及啓発に協力できること。

（８）その他補助金の交付を受けることについて知事が不適当と認める事由のないこと。

（補助事業）
第５条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、カスタマーハラスメント防止対策を目的とした録音・録画環境の整備（県内の事務所又は事業所で実施されるものに限る。）とする。

（対象経費）
第６条　補助対象経費は、補助事業に要する経費（導入済み機器の増設又は更新に係るものを除く。）であって、別表２に掲げるもののほか、知事が必要かつ適当と認める経費とする。

（補助率等）
第７条　補助率は、補助対象経費の２分の１以内とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
２　補助金の額は、５万円以上 20 万円以内とする。

（補助金の交付申請）
第８条　補助金の交付を受けようとする者（次項及び次条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添え、別に定める期日までに交付申請書（第１号様式）を知事に提出しなければならない。
（１）補助事業計画書（第２号様式）
（２）補助事業に係る見積書の写し
（３）申請事業者の概要書（第３号様式）
（４）法人にあっては履歴事項全部証明書、個人にあっては住民票抄本（いずれも交付申請日から６カ月前以内に発行されたものに限る。）の写し
（５）役員一覧（第４号様式）
（６）常時使用する従業員数の確認書類
（７）カスタマーハラスメント防止に関する基本方針を策定し、就業者に周知していることを証する書面
（８）県税事務所が発行する滞納がないことを証明する書類（交付申請日から６カ月前以内に発行されたものに限る。）の写し
（９）税務署が発行する納税証明書（納税証明書その３　消費税及び地方消費税）（交付申請日から６カ月前以内に発行されたものに限る。）の写し
（10）その他知事が必要と認める書類
２　申請者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を

乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合又は申請者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは消費税法別表第３に掲げる法人である場合についてはこの限りでない。

（交付の決定等）

第９条　知事は、前条第１項の規定による申請があった場合、その内容を審査した上で、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（第５号様式）により申請者に通知するものとする。

２　知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項の交付決定に必要な条件を付すことができる。

３　知事は、前条第１項の規定による申請が交付の要件に該当しないと認めるときは、不交付決定を行い、不交付決定通知書（第６号様式）により申請者に通知するものとする。

４　知事は、前条第２項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して申請がなされた場合、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

５　知事は、前条第２項ただし書による申請がなされたもの（免税事業者、簡易課税事業者及び消費税法別表第３に掲げる法人からの申請を除く。）については、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

６　申請者は、第１項の交付決定後に補助事業に着手しなければならない。

（補助事業者の義務）

第 10 条　補助事業者（前条第１項の規定により交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、この要領を遵守し、善良な管理者の注意をもって補助事業を実施するものとする。

（交付申請の取下げ）

第 11 条　第９条の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合における、規則第７条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から 14 日以内とし、交付申請取下書（第７号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更）

第 12 条　補助事業者は、補助事業の計画内容及び経費配分を変更しようとするとき（ただし、次項に規定する軽微な変更を除く。）は、あらかじめ変更承認申請書（第８号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の軽微な変更とは、補助対象経費の 20%以内の変更であって、補助の目的の達成に支障がないと認められるものとする。

３　知事は、第１項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第 13 条　補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（第９号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（遅延等の報告）

第 14 条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、遅延等報告書（第 10 号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第 15 条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第９条第１項の交付決定を取り消すことができる。

（１）補助事業者が、法令、この要領又はこの要領に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。

（２）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（３）補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（４）その他補助の目的が達成されないと知事が認めたとき。

２　前項の場合において、当該補助事業者に対し既に補助金を交付しているときは、知事は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

３　補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

４　補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを定められた納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならな

い。

（状況報告）

第 16 条　補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事が必要と認めるときは、別に定める日までに状況報告書（第 11 号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 17 条　補助事業者は、補助事業が完了（第 13 条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、その日から起算して 15 日を経過した日又は令和９年３月 10 日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添え、実績報告書（第 12 号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、提出期限を定めることができるものとする。

（１）発注書、契約書その他の補助事業に着手した日が確認できる書類の写し

（２）納品書その他の補助事業に係る機器等の納品又は設置の日が確認できる書類の写し

（３）補助事業に係る経費の請求書の写し

（４）補助事業に係る経費の支払の事実を確認できる書類の写し

（５）設置された録画機器、通話録音装置等の画像その他の補助事業が履行されたことが確認できる資料（写しも可）

（６）その他知事が必要と認める書類

２　補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、免税事業者、簡易課税事業者及び２割特例事業者はこの限りでない。

（補助金の額の確定等）

第 18 条　知事は、前条第１項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 12 条第１項の規定による承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（第 13 号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

２　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、期限を付してその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の規定による補助金の返還については、第 15 条第３項及び第４項の規定を

準用する。

（補助金の支払い）

第 19 条　補助事業者は、前条第１項の規定により通知された補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（第 14 号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助事業に係る経理）

第 20 条　補助事業者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 21 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第 15 号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

２　知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　前項の規定による補助金の返還については、第 15 条第３項及び第４項の規定を準用する。

（立入検査等）

第 22 条　知事は、補助事業に係る予算の適正な執行を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、補助事業に係る帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

（補助事業完了後の報告等）

第 23 条　知事は、事業計画の実施状況その他補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時の報告及び関係資料の提出を求めることができるものとする。

（その他）

第 24 条　規則、排除要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和８年 11 月４日から施行する。

別表１（第３条関係）

主たる事業の業種区分	常時使用する従業員数
製造業その他	20 人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20 人以下
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	５人以下

別表２（第６条関係）

経費区分	内容
録音機器導入費	・通話録音装置その他の録音機器 ・記録媒体 ・設置費等
録画機器導入費	・監視用カメラその他の録画機器 ・記録媒体 ・設置費等

※汎用性があり目的外使用になり得るもの（パソコン、タブレット端末、スマートフォン等）の購入費は対象外とする。